
令和元年度
退職準備のしおり
《フルタイム再雇用終了職員用》

対 象：地方独立行政法人共通

<注1> このしおり内の「退職」という表記は、「フルタイム再雇用期間の終了」と読み替えてください。

退職時に必要な手続	P.2
退職者の健康保険制度	P.3
任意継続組合員	P.5
任意継続組合員の掛金等	P.8
短期給付	P.9
年金	P.9
保健事業	P.9

地方職員共済組合大阪府支部
(総務部人事局総務サービス課)

令和2年2月

退職時に必要な手続

(地方職員共済組合)

この御案内の問合せ先
大阪府総務部人事局総務サービス課福利厚生・認定グループ
電話 06-6941-0351 (府庁代表) 内線 4154
06-6944-6083 (直通)

退職時に必要な手続は、下記のとおりです。期限に遅れないように手続をお願いします。

対象	提出書類	様式	提出期限	提出先	
全 員	組合員異動報告書	①	2月21日(金)	所属所を經由して提出してください。	
	退職届書	②	2月21日(金)		
	共済組合が発行した証の返納 <全組合員> 組合員証 <該当者のみ> 組合員被扶養者証 高齢受給者証 特定疾病療養受療証 限度額認定証		3月31日(火) 必ず所属に返納してください。 *4月1日以降に使用した場合は、不正使用となり、医療費の返還が必要になります。	(所属所からの提出先) 地方職員共済組合 大阪府支部 (大阪府人事局 総務サービス課 福利厚生・認定 グループ)	
必要な方	資格喪失証明書(証明願い) ※3月末に所属宛てに送付する予定です。(注)	⑦	2月21日(金)	<電話> 06-6941-0351(代) 内線4154 06-6944-6083(直通)	
任意継続組合員加入希望者	任意継続組合員資格取得申出書	③	2月21日(金) (事前申出)	同上	
	預金口座振替依頼書	④-1			
	該当者のみ	申立書 ※被扶養者を引き続き認定する場合	⑤		4月6日(月) (事前申出以降の申出)
		任意継続組合員被扶養者申告書 扶養に関する申立書 被扶養者個人番号申告書 ※新しく被扶養者を認定する場合	⑥-1 ⑥-2 ⑥-3		

(注) 任意継続組合員の事前申出をされる方(6ページ参照)は、任意継続組合員証等と併せて御自宅宛て送付します。

「地共済・互助会ホームページ」及び「SSCのマニュアル規定集」に様式(記載例)も含め、詳しく掲載していますので、御参照ください。

《地共済・互助会ホームページ》 URL: <http://fukuri-osaka.jp>

会員専用サイトへのアクセス

ユーザー名: kg-siori パスワード: fukuri (半角英数字)

退職者の健康保険制度

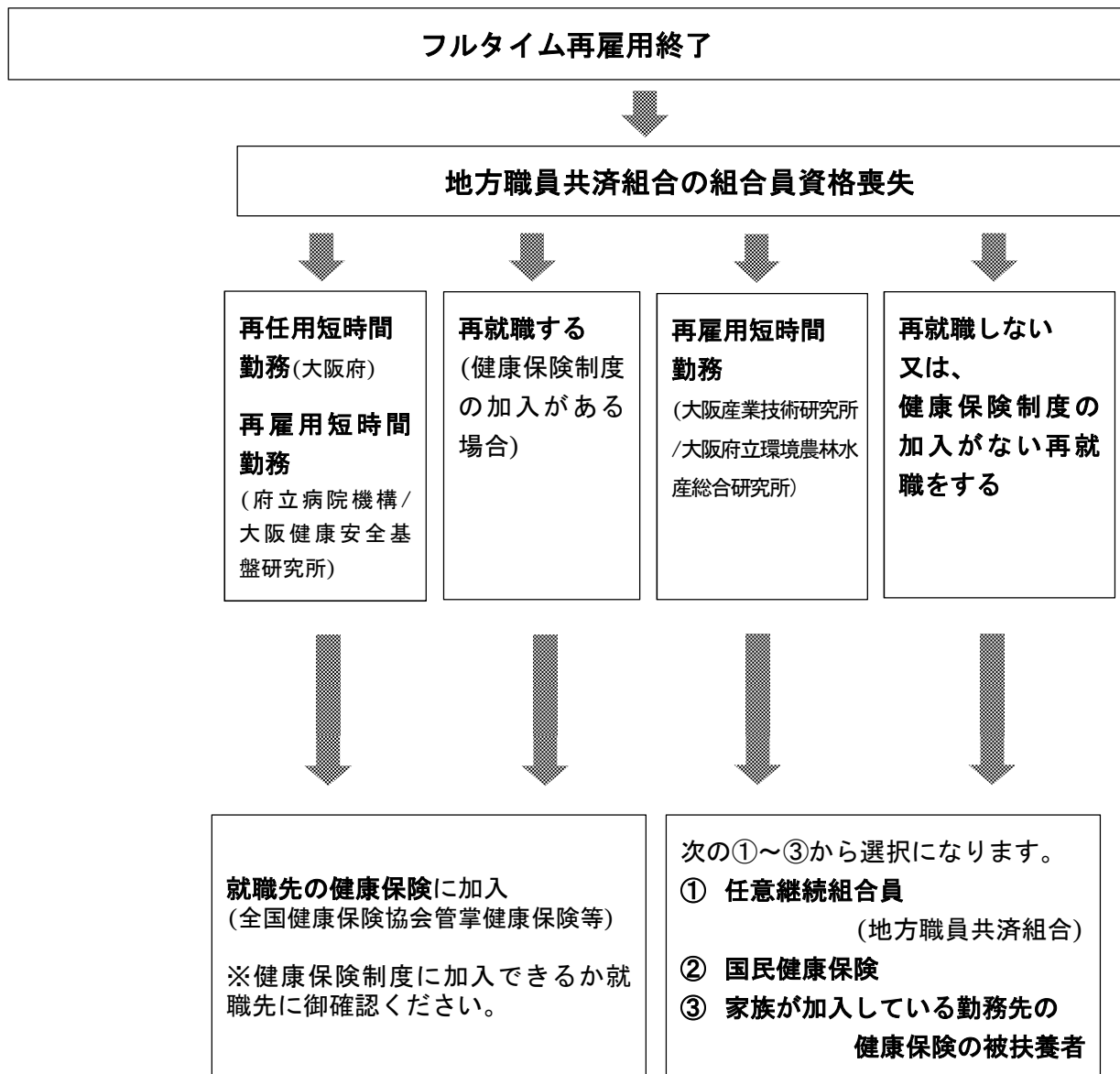
(地方職員共済組合)

この御案内の問合せ先
 大阪府総務部人事局総務サービス課福利厚生・認定グループ
 電話 06-6941-0351 (府庁代表) 内線 4154
 06-6944-6083 (直通)

1 退職後の健康保険等について

退職した日の翌日から、共済組合の組合員資格を喪失します(但し、フルタイム再任用又はフルタイム再雇用の場合は資格が継続します)。国民皆保険制度の中で、いずれかの健康保険に加入することが義務付けられていますので、下図を参考にして退職後に加入する保険を選択し、御自身で加入手続を行ってください(組合員証等は、退職時の所属に必ず返納してください)。

なお、組合員が退職後、任意継続組合員又は国民健康保険に加入される場合、20歳以上60歳未満の被扶養者である配偶者については国民年金への加入手続が必要となりますので、居住地の各市町村の国民年金担当窓口で手続してください。



2 各健康保険制度の比較

(新しい勤務先の健康保険制度については、勤務先に御確認ください)

	任意継続組合員 (地方職員共済組合の場合)	国民健康保険 (各市町村の制度による)	家族の健康保険の被扶養者 (家族の勤め先の健康保険制度)
加入資格	退職日の前日まで引き続き1年以上組合員であった者	他の健康保険制度に加入していない者	それぞれの健康保険制度により異なる。
加入手続	退職日から20日以内に申出書を提出し、かつ掛金を納付する。	退職日から14日以内にお住まいの市区町村で加入手続を行う。	それぞれの健康保険組合が定めた所定の手続を行う。
掛金・保険料	<p>■退職時の標準報酬月額から計算</p> <p>1月あたりの掛金額は、次のいずれか低い額に掛金率を乗じて得た額。</p> <p>①退職時の標準報酬月額 ②組合員の平均標準報酬月額</p> <p>※40歳以上65歳未満は短期掛金及び介護掛金、それ以外は短期掛金のみ (詳細はP8参照)</p>	<p>■前年の所得等により計算</p> <p>各市町村によって異なる。 40歳以上の方は、国民健康保険料に加え、介護保険料が必要。</p> <p>※ 具体的な保険料の金額は、お住まいの市役所・区役所の国民健康保険課等で確認してください。</p>	<p>■掛金・保険料はなし</p> <p>例) 家族が勤務先の健康保険に加入しており、退職者が今後勤める予定がなく、家族の被扶養者として認定された場合</p> <p style="text-align: center;">年間保険料は0円</p>
自己負担割合 医療機関での	本人：3割 家族：3割 2割(義務教育就学前) 2割(70歳以上75歳未満)	本人：3割 家族：3割 2割(義務教育就学前) 2割(70歳以上75歳未満)	家族：3割 ※ 詳細は御家族の勤務先の保険者等に御確認ください。
選択のポイント	<ul style="list-style-type: none"> 被扶養者がいる場合でも掛金額は変わらない(国民健康保険は家族の所得によって保険料が増える) 現職のときと同じ医療給付が受けられる(病院で25,000円以上支払った場合、25,000円を超えた分を返金等) 	<ul style="list-style-type: none"> 前年の所得により保険料が増減するため、退職して1年経過してから加入する方がよい場合が多い。(1年目は任意継続、2年目から国保へ加入等) 	<ul style="list-style-type: none"> 家族の勤め先の健康保険で、被扶養者としての認定要件を満たしていることが必要です。 ※ <u>認定要件を必ず確認してください。</u>

任意継続組合員

(地方職員共済組合)

この御案内の問合せ先
大阪府総務部人事局総務サービス課福利厚生・認定グループ
電話 06-6941-0351 (府庁代表) 内線 4154
06-6944-6083 (直通)

1 任意継続組合員とは

任意継続組合員制度とは、退職（フルタイム再雇用の終了を含む。）の日の前日まで引き続いて1年以上共済組合員であった人が、退職後2年間の範囲で、退職後も引き続いて短期給付及び福祉事業（退職前とは内容が一部異なります。）を受けることができる制度です。

2 任意継続掛金

(1) 掛金の額（令和2年4月1日現在（予定））

短期掛金：標準報酬月額^{※1}×短期掛金率

介護掛金：標準報酬月額^{※1}×介護掛金率（40歳以上65歳未満の方のみ）

※1 標準報酬月額は、組合員が退職した月の標準報酬月額と共済組合の全組合員の毎年9月30日における標準報酬の月額平均額のうち低い方の金額になります。

掛金率及び9月30日における標準報酬の月額の平均額は、毎年度異なりますので、各年度の案内を参照してください。

(2) 払込方法及び期限

払込方法：りそな銀行に口座をお持ちの場合は、口座振替（自動引落）を選択できます。それ以外の場合は、ATM等による振込となります（りそな銀行以外の銀行口座からは、口座振替はできません）。

但し、口座振替を選択した方も、最初に払い込むべき掛金（一年払い、半年払いの方も最初の一か月は月払いです。）は、振込となります。

払込期限：最初に払い込む掛金は退職の日から起算して20日以内（月末退職であれば翌月19日まで）に、それ以後各月の支払は前月の末日までです。期限までに払込がなかった場合は、資格を喪失します。

備考：月の中途に任意継続組合員の資格を取得した場合は、その月から掛金が必要です。任意継続組合員資格を取得した月に資格喪失した場合、当月の掛金が必要です。

(3) 掛金の前納割引

掛金を一年払い又は半年払いにすると、期間に応じた割引を受けることができます。

※ 年度末退職者の事前申出以外は、最初に払い込む掛金は月払いで、割引がありません。

3 任意継続組合員に係る短期給付及び福祉事業

任意継続組合員になると、在職中と同様の要件で療養の給付、家族療養費附加金等の短期給付を受けられます。（但し、傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金、介護休業手当金を除きます。）

なお、在職中は総務事務システムによる電子申請でしたが、退職後に任意継続組合員に加入した場合は、給付金の請求書を共済組合へ依頼していただき紙で申請することになります。

福祉事業等については、次の表のとおりです。

利用できるもの	利用できないもの
○特定健康診査・特定保健指導 (年度末年齢40歳以上75歳未満の方のみ)	○人間ドック、55セルフドック
○各種相談事業	○福利厚生委託事業
○高額医療貸付及び出産貸付	○左記以外の貸付

4 任意継続組合員の資格喪失

次の事由のいずれかに該当する場合は、任意継続の資格を失います。

- (ア) 任意継続組合員となった日から2年を経過したとき。
- (イ) 死亡したとき。
- (ウ) 任意継続掛金（初めて払い込むべき任意継続掛金を除きます。）を払込期日までに払い込まなかったとき。
- (エ) 他の健康保険の被保険者となったとき。
- (オ) 任意継続組合員でなくなることを希望する旨を組合に申し出た場合において、その申し出が受理された月の末日が到来したとき。
- (カ) 後期高齢者医療の被保険者等となったとき

※資格喪失する場合の提出書類・・・様式⑨「任意継続組合員資格喪失申出書」

(エ) の場合は、新しい健康保険証の写し等、添付書類が必要です。

※資格喪失した場合は、遅滞なく組合員証・被扶養者証（健康保険証）を当組合大阪府支部まで返納してください。仮に、資格喪失後に組合員証を使用した場合は、不正使用のため医療費を全額自己負担していただきますので十分御注意ください。

5 任意継続組合員への加入手続

退職の日から起算して20日以内（月末退職の場合は翌月19日まで）に「任意継続組合員資格取得申出書」等の必要書類を大阪府支部に提出するとともに、同期間内に最初の掛金を払い込む必要があります。上記申出書が提出された後に支部から掛金を本人宛て通知し、その後、上記期間内の掛金納入が必要になりますので、実務的には、退職日の翌日から5日以内に上記申出書が支部に届くようにしてください。

年度末に退職される方については、事前申出の手続もありますので、御参照ください。

<必要書類>

○任意継続組合員資格取得申出書[様式③]

○預金口座振替依頼書[様式④-1]

※ 口座振替を希望しない方は、「預金者名」欄に名前のみ御記入のうえ、「銀行届出印」欄に斜線を引いて提出してください。

○申立書（被扶養者を引き続き扶養認定する場合のみ）[様式⑤]

6 年度末退職者の事前申出

年度末退職者のうち、次の要件を全て満たす方は、事前申出をすることができます。

<要件>

- ・令和2年2月21日（金）までに必要書類を提出すること
- ・令和2年3月16日（月）までに最初に払い込むべき掛金を納付すること

<事前申出のメリット>

- ・退職後早期に組合員証・被扶養者証を受領できます。
- ・掛金の一年払い、半年払いを選択される場合は、全額に前納割引が適用できます。
- ・口座振替を希望される場合は、最初に払い込む掛金も口座引落としができます。

事前申出の場合

前納払込期間	月数	払込期限
4月分～翌年3月分	12か月	3月16日
4月分～9月分	6か月	3月16日
10月分～翌年3月分	6か月	9月30日

事前申出以降の申出の場合

前納払込期間	月数	払込期限
4月分（割引なし）	1か月	4月20日
5月分～翌年3月分	11か月	4月30日
4月分（割引なし）	1か月	4月20日
5月分～9月分	5か月	4月30日
5月分～翌年3月分	6か月	9月30日

7 申請方法とスケジュール

申請手順		事前申出の場合【※推奨】	事前申出以降の申出の場合
申出	書類を提出してください。 ・任意継続組合員資格取得申出書〔様式③〕 ・預金口座振替依頼書〔様式④-1〕 ・申立書〔様式⑤〕 (被扶養者を引き続き扶養認定する場合のみ)	2月21日(金)必着 ※ 期限後に到着した申出は、事前申出以降の申出として受付します。 ※ <u>事前申出を行うことにより、退職後早期に組合員証・被扶養者証を受領できる等のメリットがありますので、事前申出をおすすめします。(P.6参照)</u>	4月6日(月) ※ 法令上は、退職の日から起算して20日まで申出が可能です。しかし、申出書を受け付けてから掛金を算定し、通知(郵送)後、掛金を納付していただきますが、その掛金納付(振込)の期限も同じく退職の日から起算して20日であるため、申出が遅れると郵送による通知が困難になります。つきましては、上記期限までに申出書の御提出をお願いします。
掛金額の通知	・支部から掛金額、払込期限、払込方法を通知します。	3月6日(金)前後	4月10日(金)前後
掛金の払込	期限までに掛金を納付してください。	3月16日(月)期限 ※ 口座振替の方は自動引き落とししますので残高を確認しておいてください。 ※ ATM払込の方は必ず期限までに納付(振込)してください。	4月20日(月)期限 ※ 口座振替の方も最初の払込(4月分掛金)は、ATM振込になります。期限までに納付がない場合は、任意継続組合員にならなかったものとみなされます。
組合員証等の交付	組合員証・被扶養者証を新たに交付します。一般組合員のときの組合員証等は、退職日以後は使用できません。	4月1日(水)予定 ※ 4月1日には到着するように自宅に郵送します。	4月22日(水)から順次 ※ 掛金の入金を確認できた方から順次自宅に郵送します。
受領書の提出	必ず受領書を提出してください。	組合員証等交付日から2週間以内に受領書を返送してください。	組合員証等交付日から2週間以内に受領書を返送してください。
組合員証等の返納	一般組合員のときの組合員証・被扶養者証を所属に返納してください。	3月31日(金)期限	

【加入後の手続】

掛金の払込	一年払い	3月16日(月)までに完納になりますので、手続はありません。	4月30日(木)期限 口座振替の方は、5月～翌年3月分を自動引落します。 ATM振込の方は、5月～翌年3月分を振り込んでください。
	半年払い	9月30日(水)期限 口座振替の方は、10月～翌年3月分を自動引落しします。 ATM振込の方は、10月～翌年3月分を振り込んでください。	
	月払い	各月の末日期限 口座振替の方は、毎月末に翌月分を自動引落しします。 ATM振込の方は、毎月末までに翌月分を振り込んでください。	
年度更新	令和2年度中に加入された方が令和3年度も任意継続組合員を継続されるかについては、令和2年度末までに確認させていただく予定です。		

- ※ 退職日の翌日から現在の組合員証・被扶養者証(保険証)は使用できなくなります。事前申出以降の申出の場合は、お手元に保険証がない期間ができてしまいますので、できるだけ事前申出をしてください。
- ※ 任意継続組合員の資格取得日(退職日の翌日)の同日に他の健康保険の資格を取得された場合は、その保険証のコピーを添付して資格喪失を申し出ることにより、払い込まれた掛金を全額還付します。そのため、再就職先の採用結果をお待ちの方で、不採用であった場合に任意継続への加入を希望される方も、上記期日までに書類を提出してください。但し、他の健康保険の資格取得日が退職日の翌々日以降になり、1日でも間が空いた場合は、掛金(1か月分)が必要になるので御注意ください。

任意継続組合員の掛金等 (地方職員共済組合)

この御案内の問合せ先
大阪府総務部人事局総務サービス課福利厚生・認定グループ
電話 06-6941-0351 (府庁代表) 内線 4154
06-6944-6083 (直通)

1 掛金率及び組合員の平均標準報酬月額

- 令和2年度の掛金率

短期掛金： **86.36/1000**

介護掛金： **16.52/1000**

(介護掛金は **40歳以上 65歳未満のみ**)

- 令和2年度の組合員の平均標準報酬月額

440,000 円

例) 退職時 (**45歳**) の標準報酬月額が **500,000 円** の方

①退職時の標準報酬月額 **500,000 円**

②組合員の平均標準報酬月額 **440,000 円**(令和2年度)

⇒**440,000 円**を用いる。

短期掛金： **440,000 × 86.36/1000 ≒ 37,998 円/月**

介護掛金： **440,000 × 16.52/1000 ≒ 7,268 円/月**

合 計： **45,266 円**

2 前納による割引

一年払い：最大で **12** か月分が **11.7869636** 月分

半年払い：最大で **6** か月分が **5.9318472** 月分

短期給付

(地方職員共済組合)

この御案内の問合せ先
大阪府総務部人事局総務サービス課福利厚生・認定グループ
電話 06-6941-0351 (府庁代表) 内線 2154・2159
06-6941-8810 (直通)

退職後の給付

(1) 出産費

退職のときまで引き続き1年以上組合員であった者が、退職後(任意継続組合員は、資格喪失後)6カ月以内に出産したときに支給。(出産費附加金は支給されません。)

なお、出産するまでの間に他の組合員の資格を取得したときは、支給しません。

(2) 埋葬料

組合員が退職後(任意継続組合員は、資格喪失後)3カ月以内に死亡したときに支給。

なお、退職後死亡するまでの間に他の組合員の資格を取得したときは、支給しません。

(3) 傷病手当金

1年以上組合員であった者が、退職したときに傷病手当金を受けている場合(注)は、その者が退職しなかった場合に受けることができる期間は、継続して支給。(傷病手当金附加金は支給されません。)ただし、勤務能力の有無を判定します。なお、支給期間中に、傷病手当金に相当する給付を行う他の組合又は健康保険等の組合員になった場合は、支給しません。また、年金を受給された場合、年金額との調整が必要となることがあります。年金が遡って認定された時には、傷病手当金を遡って返還していただく場合があります。

(注) 退職したときに傷病手当金を受けている場合・・・

退職した日において、すでに勤務に服することができなかつた日以後3日を経過しているが、報酬が支給されているため傷病手当金の支給が行われていない場合も含まれます。

(4) 出産手当金

1年以上組合員であった者が退職したとき、退職日が産前休暇となる出産予定日以前42日目以降であれば、退職日の翌日から出産の日後56日までの期間支給。ただし、他の組合の組合員の資格を取得したときは、支給しません。

年金

(地方職員共済組合)

この御案内の問合せ先
大阪府総務部人事局総務サービス課福利厚生・認定グループ
電話 06-6941-0351 (府庁代表) 内線 2150・2155
06-6944-7608 (直通)

年金の支給決定を受けている方は、退職時に年金額の改定を行いますので、手続について別途御案内させていただきます。

年金の支給開始年齢に達する前にフルタイム勤務を終了される方は、支給開始年齢に達した時点で最後に加入していた被用者年金制度の機関から請求書が送付されます。退職後、住所・氏名等に変更があった方は、共済組合まで御連絡ください。

併せて、地共済のホームページに掲載している「年金(老齢・障害・遺族)のしおり」も御参照ください。

保健事業

(地方職員共済組合)

この御案内の問合せ先
大阪府総務部人事局企画厚生課健康管理グループ
電話 06-6941-0351 (府庁代表) 内線 5771~5773
06-6910-6825 (直通)

人間ドック、特定健康診査及び特定保健指導について

現在適用を受けておられる人間ドックについては、退職日の翌日以降は利用ができなくなります。また、特定健康診査及び特定保健指導についても、任意継続組合員になる場合を除き退職日の翌日以降は利用ができなくなります。有効期限内の受診券をお持ちの場合も、特定保健指導の指導期間中の場合も、退職後は一切受診できませんので御注意ください。